

## WTOが「安全保障理由の追加関税」に違反裁定

### ◆WTOが米国の「安全保障関税」に違反判断

2022年12月9日、WTO（世界貿易機関）は、米国が18年4月から1962年通商拡大法232条に基づき発動している、鉄鋼・アルミ向けの最大25%の追加関税措置（以下、232条措置）に対し、「WTO協定違反」とする裁定を発表した。この裁定は、18年に中国やトルコなどが相次いで米国に協議要請した事案につき、WTOの紛争処理手続き上の第一審である小委員会（パネル）が発表したものである。232条措置とは、当該品目の輸入が米国の安全保障へ悪影響を与える恐れがある場合、関税率引き上げなどの輸入調整を行なうことを指す。

米国は現在、オーストラリアやカナダなどの一部の国を除き、全世界を対象に232条措置を発動している。12月9日の裁定では、オーストラリアなどが適用除外になっている点でGATT1条違反、WTO協定で定める最大関税率を超えて課税する点でGATT2条違反とし、GATTとの整合性をとるように求めた。これに対し米国は、鉄鋼・アルミの輸入は米国の当該産業を弱体化し、国家安全保障を損なう恐れがあるとし、そもそもWTOがその是非を審議することはできないとして、措置の撤廃を拒否する声明を発表している。

表1：WTO協定における基本原則の概要

GATT1条（一般的最恵国待遇）	<ul style="list-style-type: none"> <li>WTO加盟国は、ある加盟国の産品に与える最も有利な待遇を、他の全てのWTO加盟国の同種の産品にも等しく与えなくてはならない</li> <li>例) A国がB国から輸入する産品Xの関税率が1%であれば、A国はC国から輸入する同種の産品Xについても関税率を1%にする必要がある（C国からは10%などの措置は出来ない）</li> <li>* 途上国向けの一般特恵関税や、FTA（自由貿易協定）の特恵関税などで、特定国の産品の関税を減免することは、例外的に認められる</li> </ul>
GATT2条（譲許表）	<ul style="list-style-type: none"> <li>WTO加盟国は、「譲許表」（産品ごとの関税率の上限を記したリスト）で約束した関税率（譲許税率）を超えて、他の加盟国に課税してはならない</li> <li>例) A国はB国から輸入する産品Xに対し、譲許税率より高い関税を課することは出来ない（譲許税率より低い関税を課すことは出来るが、GATT1条に違反しないことが必要）</li> <li>* 利害関係国と合意した場合や、貿易救済措置を発動する要件を満たした場合などは、譲許税率より高い関税を課すことが例外的に認められる</li> </ul>
GATT3条（内国の課税及び規則に関する内国民待遇）	<ul style="list-style-type: none"> <li>WTO加盟国は、ある加盟国からの輸入産品に対し、同種の国内産品と同様の国内税金や法令の待遇を与えなくてはならない</li> <li>* GATT1条は貿易相手国間の平等を義務づけ、GATT3条は自国と貿易相手国の平等を義務づけている</li> </ul>
GATT11条（数量制限の一般的廃止）	<ul style="list-style-type: none"> <li>WTO加盟国は、他の加盟国に対して、輸出入における数量制限をしてはならない</li> <li>例) 資源保護の観点からの水産物の輸入割当制度、武器転用される可能性のある産品の輸出不許可などが該当する</li> <li>* GATT20条（一般的例外）やGATT21条（安全保障のための例外）で正当化される余地がある</li> </ul>

出典：GATT1994をもとに筆者作成

◆安全保障を理由とする貿易制限措置は容認できるのか

米国が232条措置を発動する根拠は、GATT21条にある。WTO協定では、GATT1条、2条、3条、11条において、無差別かつ自由貿易を原則として謳っているが、国宝の保護や天然資源の保存、国家安全保障などの理由においては、無差別かつ自由貿易原則を満たさないことを容認している。米国の主張は、232条措置がGATT21条 (b) (iii) でいう「戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置」であり、かつ (b) でいう「締約国が必要と認める」ことで発動しているため、措置は正当化されるというものである。ただしWTOは今回、この主張も明確に否認している。

各国は、GATT21条が「自国の裁量で貿易制限措置を発動できる」と解釈され得る点に鑑み、歴史的に援用を控えてきた。しかし米国ではトランプ政権以降、同条を根拠とした貿易制限措置を頻繁に発動している。232条以外では、輸出管理規則 (EAR) の運用・域外適用が顕著な例であり、22年10月には中国向けの半導体とスパコン分野の取引を規制すべく、[EARの大幅改正](#)を実施した。これに対して中国は12月に当該事案につき協議要請しており、WTOの裁定が注目される。

表2：GATT21条（安全保障のための例外）

<p>この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。</p> <p>(a) 締約国に対し、発表すれば自国の安全保障上の重大な利益に反するとその締約国が認める情報の提供を要求すること。</p> <p>(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置を執ることを妨げること。</p> <p>(i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置</p> <p>(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行なわれるその他の貨物及び原料の取引に関する措置</p> <p>(iii) 戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置</p> <p>(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基く義務に従う措置を執ることを妨げること。</p>
---

出典：GATT1994

◆WTO機能の立て直しによる、通商秩序の再構築が急務に

GATT21条の取り扱いは、企業の国際通商活動に大きく関わる重要な論点である。安全保障は主権国家にとって譲れない重要アジェンダであり、各国に一定の裁量が認められるべきであろう。しかし、GATT21条の濫用を許せば企業活動は萎縮し、やがて世界貿易を歪曲させる懸念がある。これを回避するには、WTOの紛争処理機能を立て直し、WTO協定を基軸とする通商秩序を再構築するしかない。

紛争処理機能の立て直しには、米国の協力が必要だ。米国は裁定結果などへの不満から、最終審である上級委員会の委員充足に反対しており、19年12月以降、WTOは法的拘束力のある勧告を出せない状況にある。22年6月のWTO閣僚会議では、[24年までの機能正常化が合意](#)されており、その進捗に期待したい。【田中雄作】